

国民年金

☎ 医療年金課年金係 ☎ 35-4203

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金の加入者です。加入の方法は職業などにより、3種類に分かれていて、手続きや保険料の納付方法が異なります。

【加入手続きと納付方法】

▶第1号被保険者

自営業者や学生などで、加入手続きは市の窓口で行い、保険料は納付書などで納めます

▶第2号被保険者

厚生年金の加入者で、加入手続きは職場で行い、保険料も職場を通して納めます

▶第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、第3号被保険者該当届書を職場に提出することにより、保険料は配偶者の加入している年金制度で負担されます

【保険料が納められないとき】

経済的理由により、保険料を納めることが困難な場合、保険料の全額、または一部の納付が免除される制度があります。希望する方は、早めに市役所または年金事務所で申請してください。

【産前産後期間の保険料免除】

国民年金第1号被保険者が出産する際に、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます（多胎妊娠の場合は6カ月間）。

出産予定日の6カ月前から届出可能ですので、該当する方は市役所または年金事務所で届出をしてください。出産前の届出には母子健康手帳が必要です。

【国民年金から支給される主な年金】

▶老齢基礎年金

保険料を10年以上（免除期間などを含む）納めた人が、原則として65歳以上になったときに支給されます

▶障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やけがによって、政令で

定める障害等級1級・2級のいずれかに該当するようになった場合に支給されます（納付要件あり）

▶遺族基礎年金

国民年金加入中の人や保険料納付済期間などが25年以上ある人が死亡したとき、その方に生計を維持されていた18歳未満の子どものいる配偶者や18歳未満の子どもの間に支給されます（納付要件あり）

▶寡婦年金

保険料納付および免除期間が合わせて10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、夫によって生計を維持され、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳までの間支給されます

国民健康保険

☎ 医療年金課国保係 ☎ 35-4192

国民健康保険は、皆さんが病気やケガにあったときのため、医療費などを助け合う制度です。

加入世帯ごとの収入や家族構成に応じて算出した保険料と、国などからの交付金により運営しています。

【保険料の納付】

毎年7月に納付書を発行し、7月から翌年の2月まで、年8回に分けて納付します。

公的年金を受給している65歳から74歳までの世帯は、年金受給月の年6回に分けて年金から天引きします。

【給付内容】

▶医療費

本人が医療機関へ支払う分が3割、国保が医療機関へ支払う分が7割です

※年齢や所得の状況によって負担割合が変わります。

▶高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、複数の医療機関の医療費を合算する場合は一定の条件があります

▶出産育児一時金

被保険者が出産したとき、50万円

（令和5年3月末までに出産した場合は42万円）を支給します。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合は一部減額になります

▶葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に3万円を支給します

【産前産後期間の保険料免除】

☎ 医療年金課保険料収納係

☎ 35-4202

国民健康保険の被保険者が出産する際に、国民健康保険料の所得割額および均等割額を出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間免除します（多胎妊娠の場合は6カ月間）。